

# 税務相談室

## 医療法人の設立

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

### 質問

1. 財団医療法人を設立しようと考え、所有している診療所の土地、建物約1,000万円を法人に提供しようとしたところ、法人に対して贈与税がかかるかと聞きました。法人に対し、どうして贈与税がかかるのでしょうか。
2. 社団医療法人を設立するために、従来から所有している診療所の土地と建物、医療機器などを出資しました。これに対して譲渡所得が課税されるのでしょうか。

### 回答

#### 1. 贈与者の関係者の贈与税が不当に減少する場合のあることを考慮して贈与税が課税される。

会社などの通常の法人が財産をもらった場合には、法人税が課税されます。しかし、公益法人の場合は、収益事業から生ずる所得に対しては法人税が課税されますが、その他の所得に対しては課税されません。

ところで、相続税法では、持分の定めのない法人に対し、財産の贈与や遺贈があった場合に、その贈与者の親族等の相続税または贈与税の負担が不当に減少する場合には、その法人を個人とみなして贈与税または相続税を課税することになっています。

医療法人は、この「持分の定めのない法人」に当たるわけですが、このような持分の定めのない法人等のなかには、公益に名をかりて自己の財産を法人名義に変え、実質的にも形式的にも、その法人の支配権を掌握し、不当に租税の負担を軽減し課税を免れる手段とする場合もあると考えられます。

そこで、相続税法は、持分の定めのない法人等に対して財産を贈与し、または持分の定めのない法人等を設立するために財産を提供したことにより、贈与者の親族やその他これらと特別の関係のあるもの

の贈与税の負担が不当に減少する結果になると認められる場合には、その持分の定めのない法人等を個人とみなして贈与税を課税することになっているのです。そして、これによって贈与税または相続税の課税回避を防止しようとしたわけです。

#### 2. 原則として現物出資等も譲渡に当たり、譲渡所得の対象となる。

民法第33条の規定により設立された法人その他の持分の定めのない法人に対して財産を贈与したり遺贈したりした場合には、原則として、その法人に対して贈与税または相続税が課税され、贈与者については譲渡所得が発生し所得税が課税されます。

しかし、この贈与または遺贈が教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること等の一定の要件を備えたものとして国税庁長官の承認を受けたものについては、贈与・遺贈に係る譲渡所得は非課税とされます。また、この場合の贈与等は、その贈与者等の親族やその他これらと特別の関係のある者の贈与税もしくは相続税の負担を不当に減少させる結果とならないとされることから、贈与または遺贈を受けた財団医療法人等の贈与税または相続税も非課税とされています。

上記の贈与または遺贈に該当するためには、(1)教育、科学の振興等への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること、(2)贈与等のあった日以後2年以内に公益を目的とする事業の用に供されること、(3)贈与者等の所得税または贈与者等の親族やその他これらと特別の関係のある者の贈与税、相続税の負担を不当に減少させないこと等の要件が必要であり、さらに、役員構成または解散などの場合における残余財産の帰属は、国もしくは地方公共団体または公益法人等に帰属する等の定めがあること等の要件も決められています。